

徳島市市税賦課徴収条例（昭和25年徳島市条例第23号）第10条の2第1項の規定により、令和6年徳島市告示第21号において別途市長が告示で指定する期日まで延長するとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所（納税者が法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、令和7年1月31日とする。

令和6年12月24日

徳島市長 遠藤彰良

都道府県名	地 域
石 川 県	七尾市 羽咋郡志賀町